

第18 製造所等名称変更届出

市危則第19条関係

・危険物製造所等名義・名称変更届出書

1 製造所等で、次の事項を変更したときに届出を要するものであること。

- (1) 製造所等の名称
- (2) 設置者の氏名（設置者が法人の場合は代表者の氏名）
- (3) 設置者の住所（設置者が法人の場合は主たる事業所の所在地）
- (4) 製造所等の住所の地番の変更

2 設置者でない製造所等の管理者又は占有者等（工場長、運営者等の代表者）に変更があるときは、当該届出を要しないものであるが、施設と消防機関の情報共有のため任意での提出が望ましいものであること。